

## 第 3 次いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画の策定

(障害者支援局 障害福祉課)

## 1 要旨

平成 30 年 3 月に策定した「第 2 次いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」の計画期間が令和 4 年度までとなっていることから、令和 4 年 10 月に策定された国の新たな自殺総合対策大綱の内容を踏まえた計画を策定する。

## 2 策定方針

## (1) 計画期間

令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間

## (2) 計画目標

現行計画と同様、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

目指すべき姿	現行計画	「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」
	次期計画	同上
成果指標	前期計画	2022 年までに自殺者数を 500 人未満まで減少させる
	次期計画	2027 年までに自殺者数を 450 人未満まで減少させる

数値目標(毎年の自殺者数：450 人)の設定

国自殺総合対策大綱	2026 年までに 2015 年と比較して 30%以上減少 ※自殺死亡率：18.5 人(2015 年)⇒13.0 人(2026 年)
本県次期計画	2027 年までに 2015 年と比較して 30%以上減少 ※自殺死亡率：18.7 人(2015 年)⇒12.9 人(2027 年) ※参考…2019 年:15.9 人、2020 年:16.5 人、2021 年:15.3 人

※自殺死亡率 13.0 未満は、直近 2 年間の自殺死亡率が低い県から 1 位に相当

## (3) 次期計画策定の考え方(案)

- ・本県の自殺の現状や社会環境の変化等により判明した課題等を踏まえ、「子ども・若年層対策」、「孤独・孤立対策との連携」、「勤務・経営問題への対策」、「相談体制の確保」を重点テーマとして取り組む。
- ・また、施策の推進に当たっては、**新型コロナウイルスの影響**を踏まえることに加え、**困難を抱える女性に対する支援の強化**が求められている。

## &lt;今後のスケジュール&gt;

時期	概要
R4. 10	自殺対策庁内連絡会議（書面開催）新計画素案の取組項目照会
R4. 11.9	第 1 回自殺対策連絡協議会（新計画素案の提示）
R4. 12 月～	パブリックコメント実施
R4. 12 月下旬	第 1 回精神保健福祉審議会
R5. 2～3	第 2 回自殺対策連絡協議会 第 2 回精神保健福祉審議会
年度末	第 3 期自殺総合対策行動計画 公表